

特定事業所加算の 取得促進について

熊本市障がい保健福祉課

特定事業所加算とは

①趣旨

・支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするもの。

(留意事項通知より)

特定事業所加算とは

②基本的取扱方針

- ・公平中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。
 - ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であること。
- ⇒こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(留意事項通知より)

特定事業所加算とは

③加算区分

加算区分	単位
特定事業所加算 I	500単位／月
特定事業所加算 II ※ただし平成33年3月31日まで	400単位／月
特定事業所加算 III	300単位／月
特定事業所加算 IV ※ただし平成33年3月31日まで	150単位／月

※単価は、単位×10円

特定事業所加算の算定の要件

特定事業所加算 I (500単位/月)

<人員配置要件>

- ・常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつそのうち1名が主任相談支援専門員であること。

<体制要件>

- ア 定期的な会議の開催
- イ 常時の連絡体制
- ウ 主任相談支援専門員による同行研修
- エ 困難ケースを受託する体制
- オ 事例検討会への参加
- カ 取扱件数40件未満

特定事業所加算の算定の要件

特定事業所加算Ⅱ（400単位／月）

＜人員配置要件＞

・常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつそのうち1名が相談支援従事者現任研修修了者であること。

＜体制要件＞

ア 定期的な会議の開催

イ 常時の連絡体制

ウ 主任相談支援専門員による同行研修

エ 困難ケースを受託する体制

オ 事例検討会への参加

カ 取扱件数40件未満

特定事業所加算の算定の要件

特定事業所加算Ⅲ（300単位／月）

<人員配置要件>

・常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつそのうち1名が相談支援従事者現任研修修了者であること。

<体制要件>

- ア 定期的な会議の開催
- イ 常時の連絡体制
- ウ 主任相談支援専門員による同行研修
- エ 困難ケースを受託する体制
- オ 事例検討会への参加
- カ 取扱件数40件未満

特定事業所加算の算定の要件

特定事業所加算Ⅳ（150単位／月）

＜人員配置要件＞

・常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつそのうち1名が相談支援従事者現任研修修了者であること。

＜体制要件＞

ア 定期的な会議の開催

ウ 主任相談支援専門員による同行研修

エ 困難ケースを受託する体制

オ 事例検討会への参加

カ 取扱件数40件未滿

具体的な要件（留意事項）

<人員配置要件①>

・「常勤かつ専従」とあるのは、同一敷地内の指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の職務との兼務は可。また1名は、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務可。

具体的な要件（留意事項）

<人員配置要件②>

・主任相談支援専門員とは、相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援または障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であって、主任相談支援専門員研修を修了した者。

（※現在のところ、主任相談支援専門員研修は未実施で、修了者はいない。）

具体的な要件（留意事項）

<体制要件>

ア 定期的な会議の開催

利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

Q & A

ここでいう会議とは、当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

具体的な要件（留意事項）

＜体制要件＞

イ 常時の連絡体制

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保すること。

Q & A

二十四時間開所しておく必要はなく、二十四時間連絡が取れる体制を確保しておくこと。

具体的な要件（留意事項）

<体制要件>

ウ 同行研修

新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。

具体的な要件（留意事項）

<体制要件>

エ 困難ケースを受託する体制

基幹相談支援センター等から困難な利用者の紹介をされた場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。

⇒本市の場合、基幹相談支援センター等は、委託相談支援センターを想定している。

具体的な要件（留意事項）

＜体制要件＞

オ 事例検討会への参加

基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。

⇒本市の場合、基幹相談支援センター等は、委託相談支援センターを想定している。

具体的な要件（留意事項）

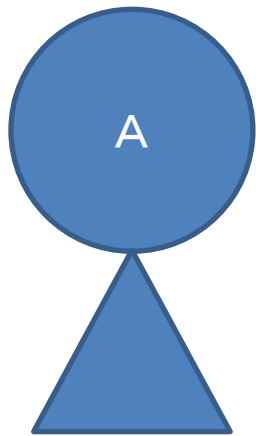
<体制要件>

力 取扱件数

取扱件数が40件未満である。

具体的な要件（人員配置）

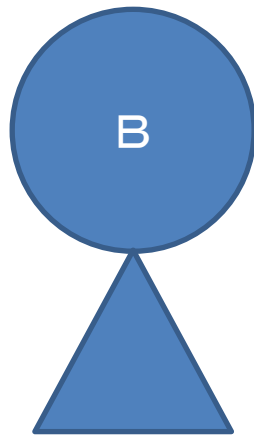
特定事業所加算 I パターン①（基本）



管理者

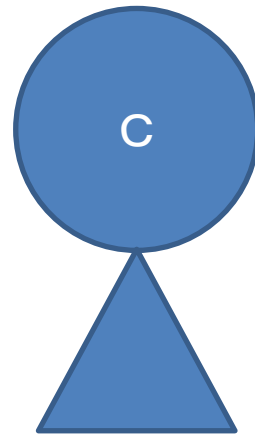
主任相談支援専門員

常勤・兼務



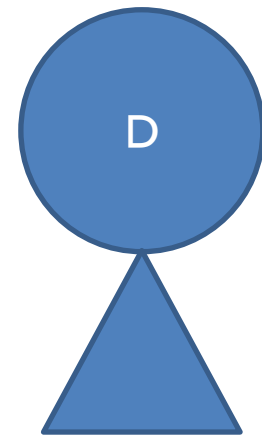
相談支援専門員

常勤・専従



相談支援専門員

常勤・専従



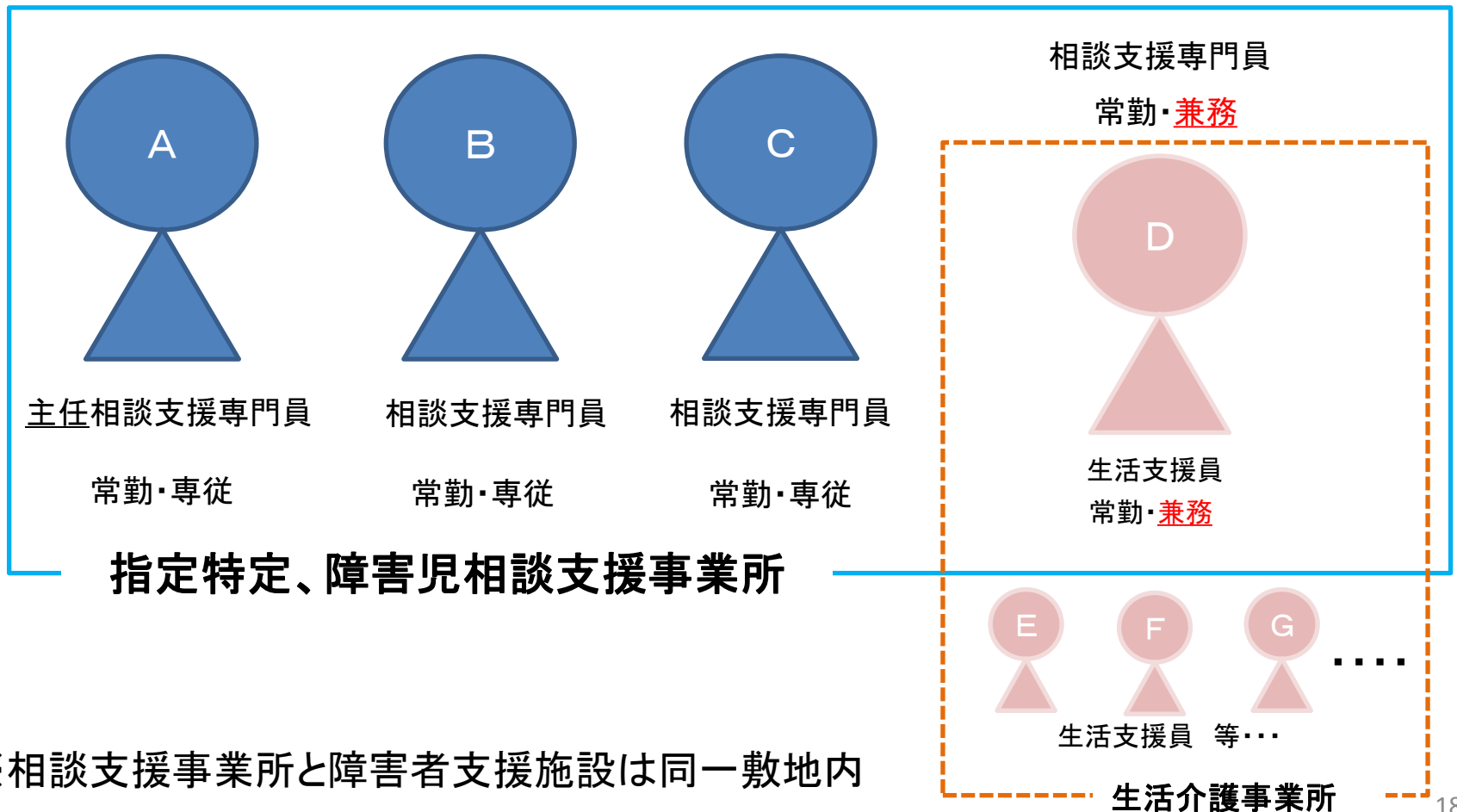
相談支援専門員

常勤・専従

指定特定、障害児相談支援事業所

具体的な要件（人員配置）

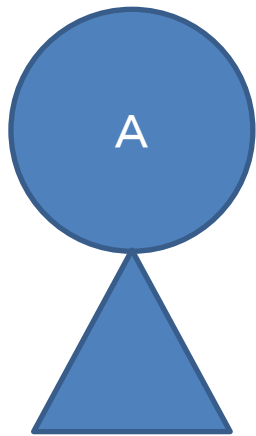
特定事業所加算Ⅰ パターン②（兼務あり）



※相談支援事業所と障害者支援施設は同一敷地内

具体的な要件（人員配置）

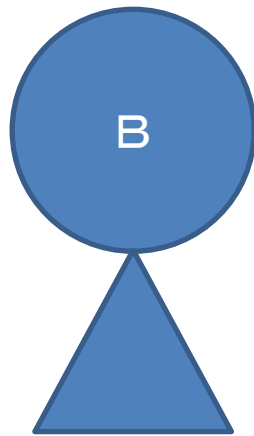
特定事業所加算Ⅱ パターン①（基本）



管理者

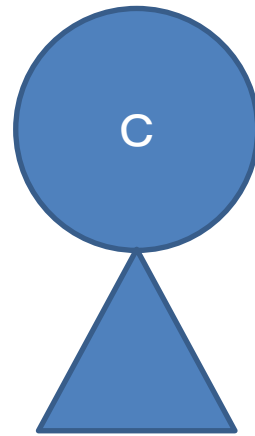
現任研修了
相談支援専門員

常勤・専従



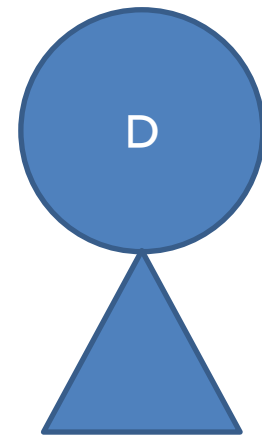
相談支援専門員

常勤・専従



相談支援専門員

常勤・専従



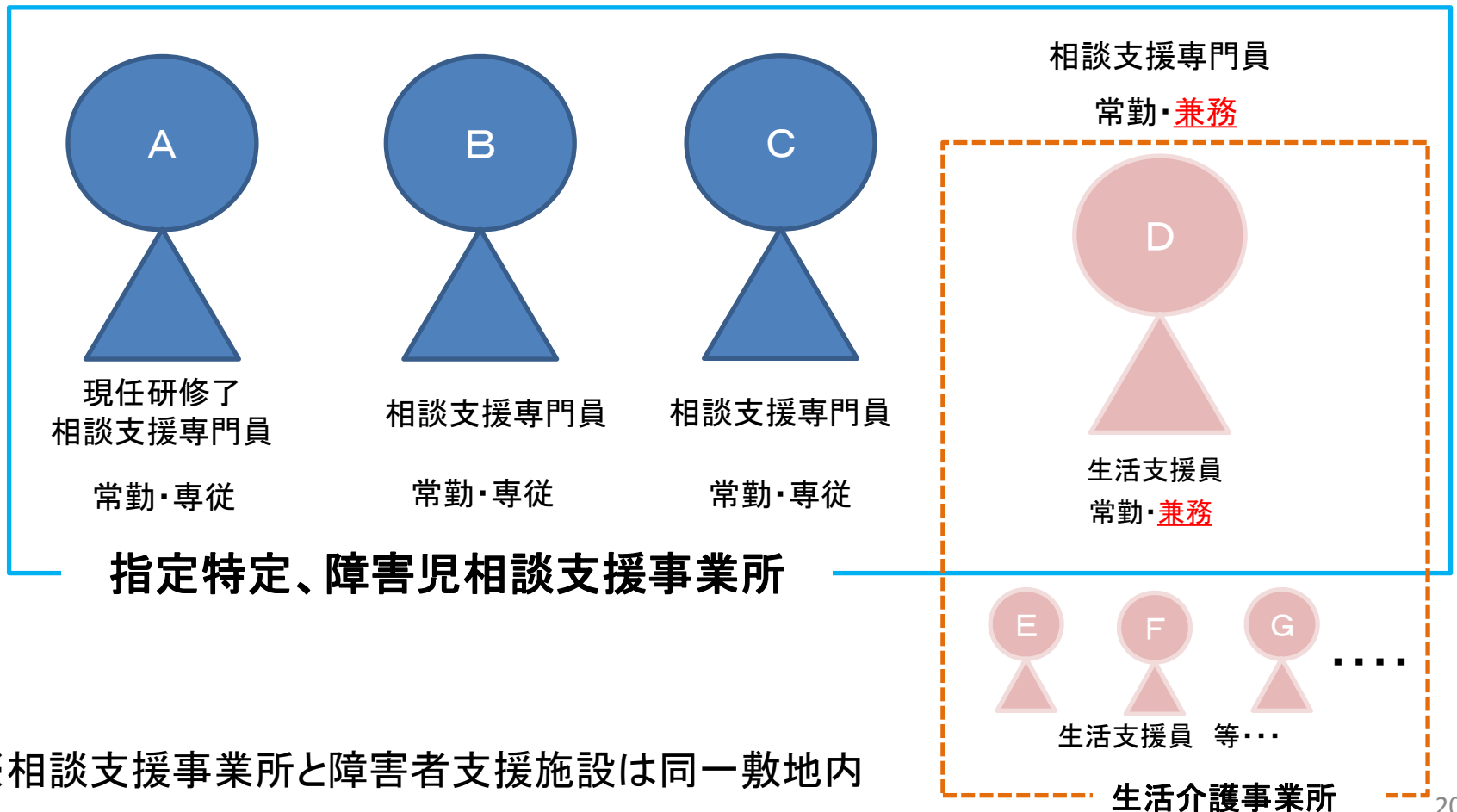
相談支援専門員

常勤・専従

指定特定、障害児相談支援事業所

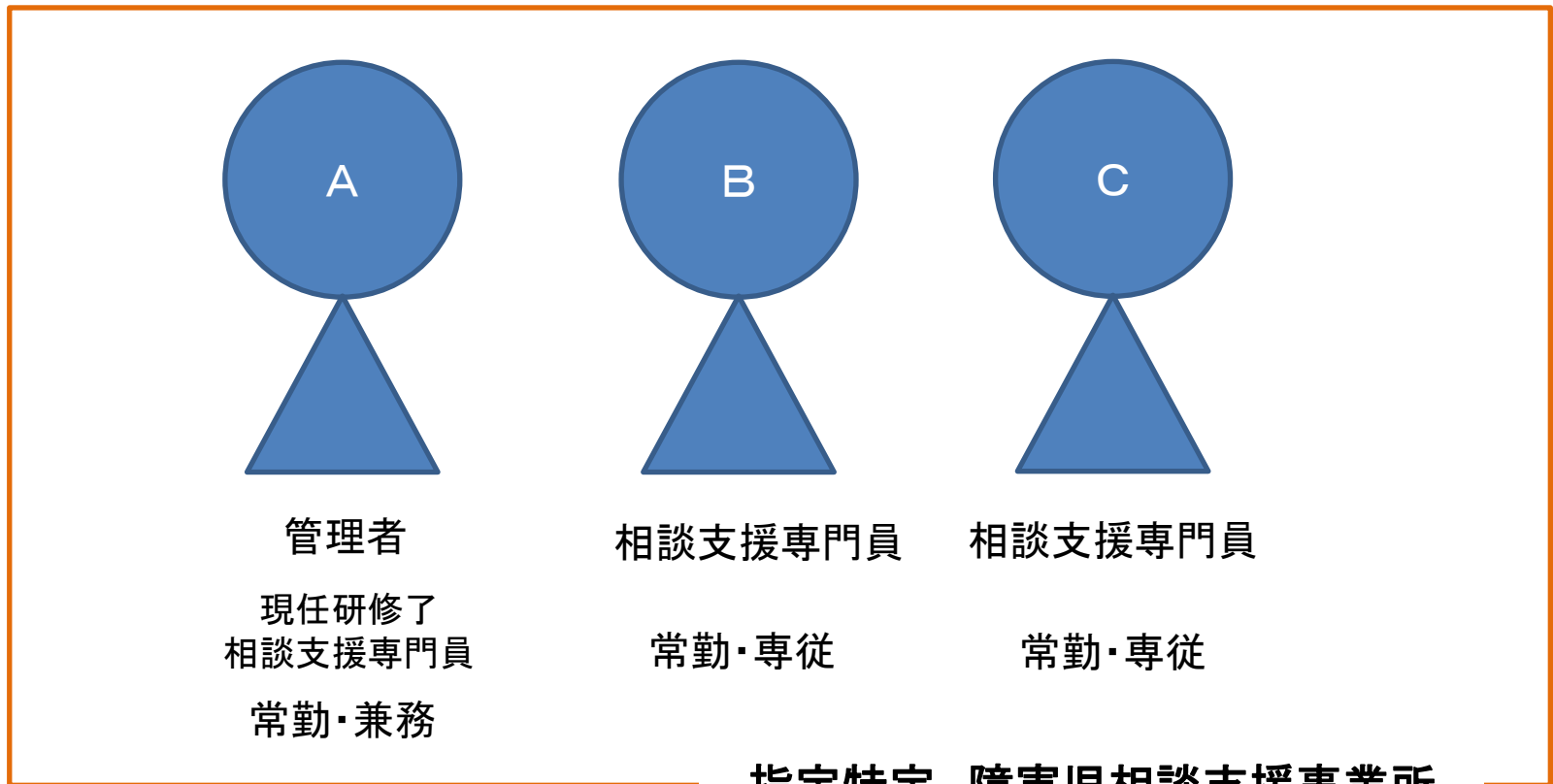
具体的な要件（人員配置）

特定事業所加算Ⅱ パターン②（兼務あり）



具体的な要件（人員配置）

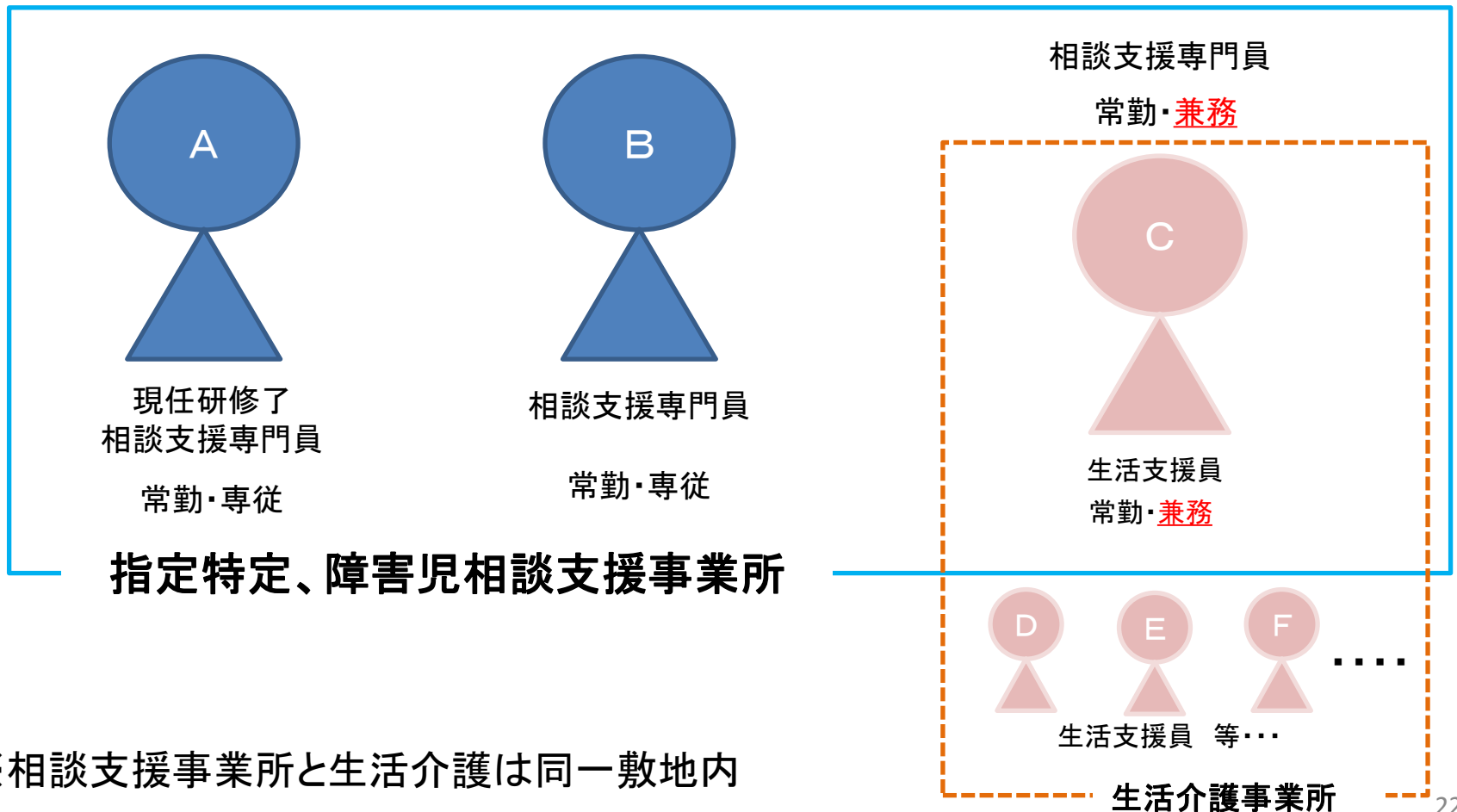
特定事業所加算Ⅲ パターン①（基本）



指定特定、障害児相談支援事業所

具体的な要件（人員配置）

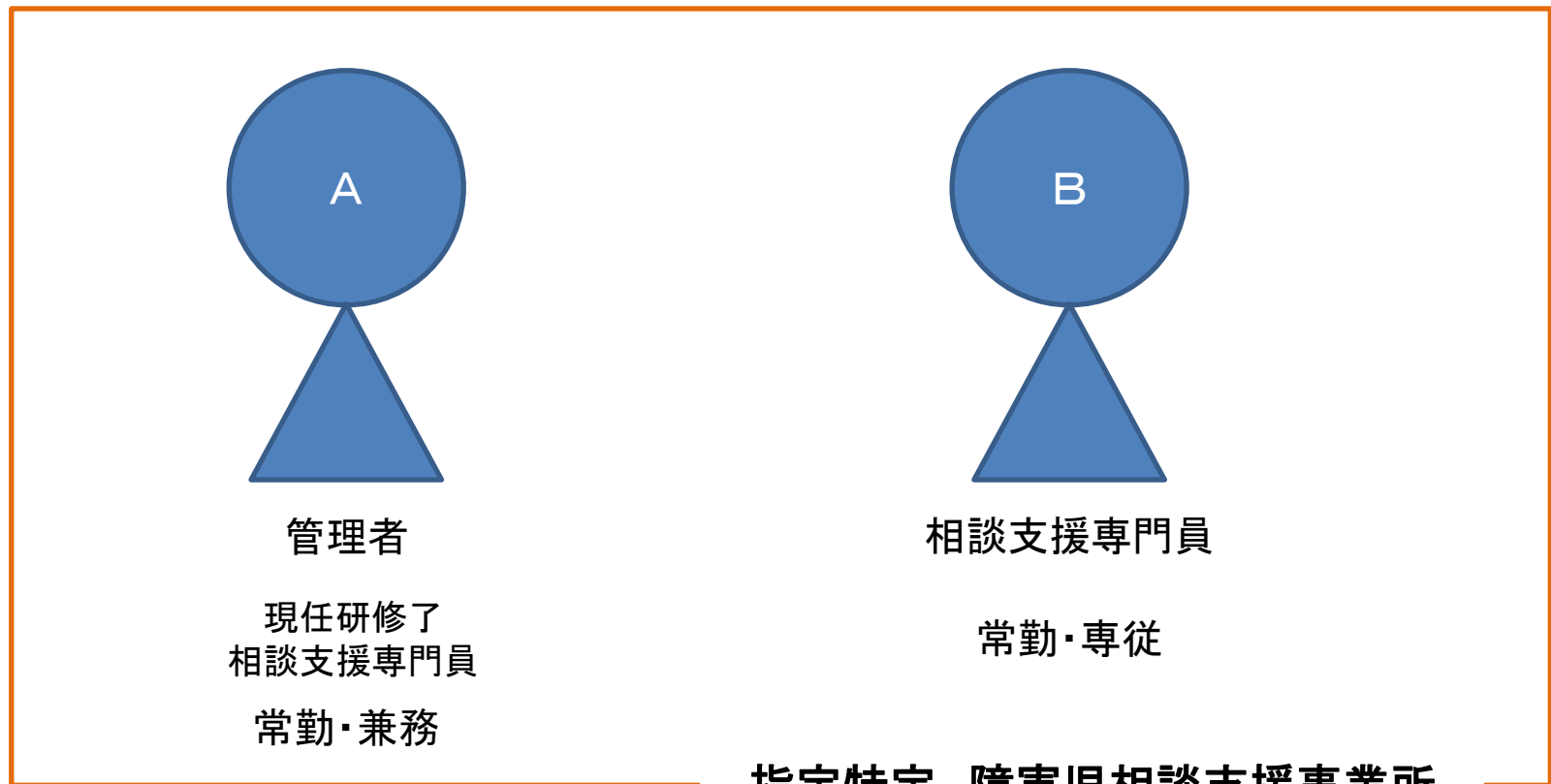
特定事業所加算Ⅲ パターン②（兼務あり）



※相談支援事業所と生活介護は同一敷地内

具体的な要件（人員配置）

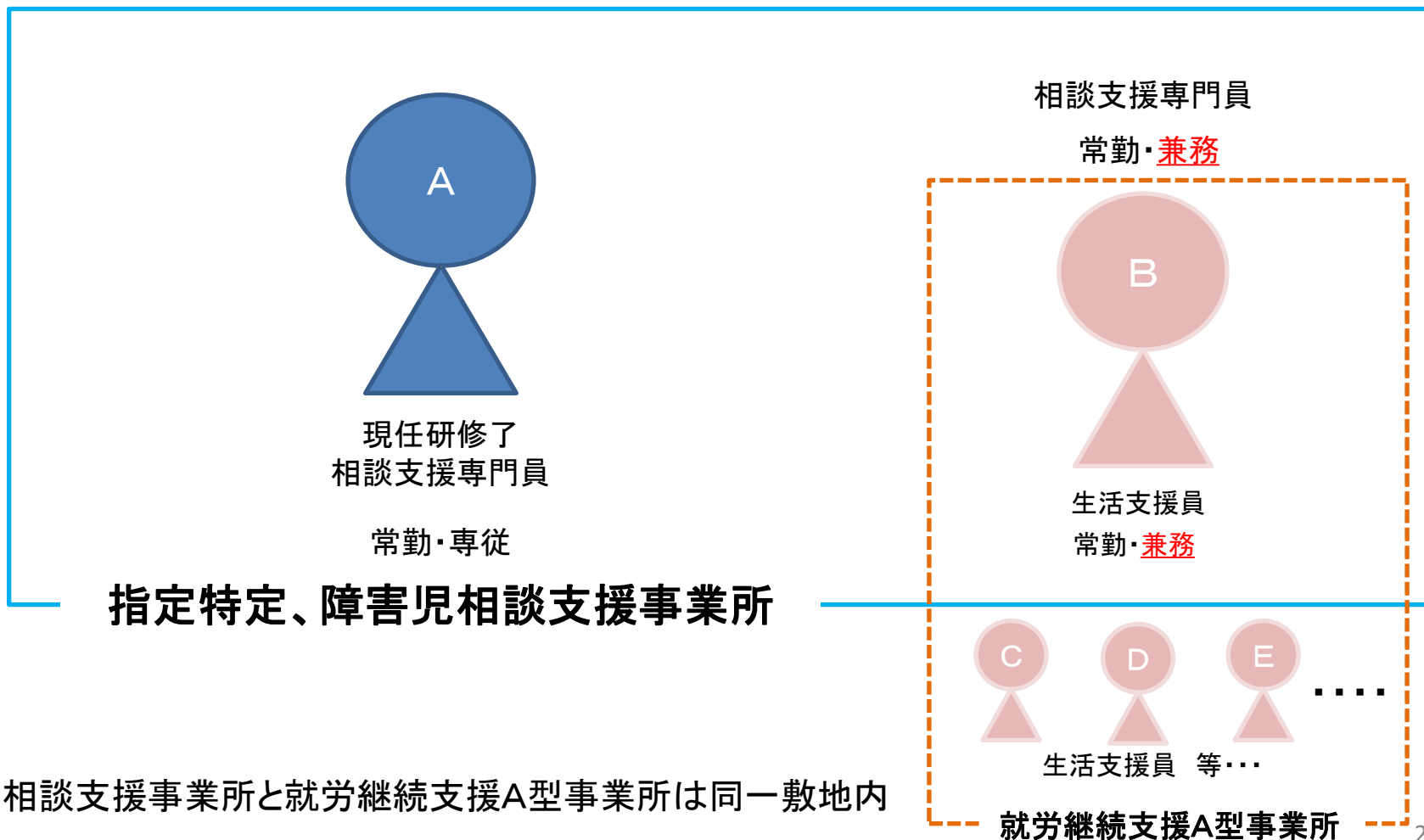
特定事業所加算Ⅳ パターン①（基本）



指定特定、障害児相談支援事業所

具体的な要件（人員配置）

特定事業所加算Ⅳ パターン②（兼務あり）



特定事業所加算をめざし…

○相談支援専門員を新たに配置する。

法人内に相談支援初任者研修修了者がいれば、ぜひ、相談支援専門員として配置してください。専従が困難であれば、1人は、同一敷地内にある本体施設等の職務との兼務が可能です。

○体制要件を整備する。

支援困難ケースへ積極的に対応できるよう、人材育成、専門性・質の向上に努めてください。

特定事業所加算を取得することで・・・

○収入の安定

利用者一人につき、プランニング・モニタリングを実施した月に、+1500円～5000円の増収となるため、相談支援事業の安定化が図られる。

相談支援専門員一人当たりの取扱件数35件



相談支援専門員が4人で、特定事業所加算Ⅰを取得した場合、

最大5000円 × 35件 × 4人 = 700000円 の増